

## アメリカ合衆国（ワシントン州）

2022年6月17日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [辻 晃平](#)  
同 [小坂光矢](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年4月20日
法律事務所	Polsinelli ( <a href="https://www.polsinelli.com/">https://www.polsinelli.com/</a> )
担当弁護士	Elizabeth (Liz) Harding (Shareholder) Allison Krause (Associate)
連絡先	<a href="mailto:eharding@polsinelli.com">eharding@polsinelli.com</a> , <a href="mailto:akrause@polsinelli.com">akrause@polsinelli.com</a>

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ データ侵害通知法 (Wash. Rev. Code § 19.255.010)<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=19.255.010">https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=19.255.010</a></li><li>- 施行状況：2005年7月24日制定、2020年3月1日最終改正</li><li>- 対象機関：民間部門</li><li>- 対象情報：個人情報（①個人のファーストネームまたはファーストネームのイニシャル及びラストネームと、社会保障番号や運転免許証の番号等のデータ要素またはその組み合わせ、②ユーザー名または電子メールアドレスと、オンラインアカウントへのアクセスを許可するパスワードまたはセキュリティ質問と回答の組み合わせ、及び③個人のファーストネームまたはファーストネームのイニシャル及びラストネームを除いた社会保障番号や運転免許証の番号等のデータ要素またはその組み合わせであって、暗号化、編集、または他の方法によってデータ要素またはその組み合わせが使用不能になっていないか、それによって個人に対するID 窃盗を行うことが可能であるもの）</li></ul></li> <li>■ 公的部門におけるデータ侵害通知法 (Wash. Rev. Code § 42.56.590)<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=42.56.590">https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=42.56.590</a></li><li>- 施行状況：2005年7月24日制定、2020年3月1日最終改正</li><li>- 対象機関：公的部門</li><li>- 対象情報：個人情報（同上）</li></ul></li></ul>
------------------	--

個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：アメリカ合衆国は 2012 年 7 月 25 日参加																	
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="379 537 1444 929"> <tr> <td data-bbox="379 537 798 582">① 収集制限の原則</td> <td data-bbox="798 537 1444 582">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 582 798 627">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="798 582 1444 627">上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 627 798 672">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="798 627 1444 672">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 672 798 716">④ 利用制限の原則</td> <td data-bbox="798 672 1444 716">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 716 798 761">⑤ 安全保護の原則</td> <td data-bbox="798 716 1444 761">上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 761 798 806">⑥ 公開の原則</td> <td data-bbox="798 761 1444 806">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 806 798 851">⑦ 個人参加の原則</td> <td data-bbox="798 806 1444 851">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 851 798 929">⑧ 責任の原則</td> <td data-bbox="798 851 1444 929">上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>		① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																	
② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。																	
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																	
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																	
⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。																	
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。																	
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。																	
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。																	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> </ul>																	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)